

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	2022年12月26日
【会社名】	株式会社C Eホールディングス
【英訳名】	CE Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 C E O (最高経営責任者) 齋藤 直和
【本店の所在の場所】	札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
【電話番号】	011(861)1600(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理担当 C F O (最高財務責任者) 田口 常仁
【最寄りの連絡場所】	札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
【電話番号】	011(861)1600(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理担当 C F O (最高財務責任者) 田口 常仁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1【提出理由】

2022年12月20日開催の当社第27回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年12月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金12.0円

配当総額 金180,677,832円

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年12月21日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 当社は、2022年2月4日付で開示した「株式会社サンカクカンパニーの株式取得（完全子会社化）に関するお知らせ」の通り、株式会社サンカクカンパニーの株式に係る株式譲渡契約を締結し、2022年2月17日に同社が発行する全株式を取得して完全子会社としたが、これに伴い、同社の事業活動に即し、現行定款第2条（目的）の一部を変更する。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更する。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設する。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設する。

株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第16条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除する。

上記の削除される規定の効力に関する附則を設ける。なお、本附則は期日経過後に削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、杉本恵昭、齋藤直和、松澤好隆、芳賀恵一、田口常仁、及び福井誠を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	110,103	261	0	(注)1	可決(99.75%)
第2号議案	110,073	304	0	(注)2	可決(99.72%)
第3号議案				(注)3	
杉本 恵昭	105,158	5,207	0		可決(95.27%)
齋藤 直和	105,271	5,094	0		可決(95.37%)
松澤 好隆	110,005	360	0		可決(99.66%)
芳賀 恵一	109,571	794	0		可決(99.27%)
田口 常仁	109,574	791	0		可決(99.27%)
福井 誠	99,328	11,037	0		可決(89.99%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席、及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席、及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
 4. 賛成割合の算定に当たっては、事前行使の無効票分についても議決権の数に参入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分並びに当日出席した一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日の出席の株主の賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上